

「ルフェヌロン」及び「ビフェントリン」の食品衛生法（昭和22年法律第233号）第11条第1項の規定に基づく、食品中の残留基準設定に係る食品健康影響評価について

1. 経緯

平成17年6月1日付けで農林水産省から、「ルフェヌロン」について農薬取締法に基づく登録に係る申請があった旨の連絡があった。また平成17年7月8日付けで関係企業から、本薬について「国外で使用される農薬等に係る残留基準の設定及び改正に関する指針」（平成16年2月5日食安発第0205001号厚生労働省医薬食品局食品安全部長通知。以下「ガイドライン」と略す）に基づき申請があり、必要な資料が提出された。このことから、今般食品中の残留基準設定の検討を開始するに当たり、食品安全基本法に基づき、食品安全委員会に食品健康影響評価を依頼するものである。

また、平成17年7月11日付けで農林水産省から、農薬取締法に基づく登録に係る申請があった旨の連絡のあった「ビフェントリン」について、食品中の残留基準設定の検討を開始するに当たり、食品安全基本法に基づき、食品安全委員会に食品健康影響評価を依頼するものである。

2. 各品目の概要

（1）ルフェヌロン

本薬は、ベンゾイルフェニル尿素系殺虫剤であり、平成17年6月現在、りんご、だいこん、みかん等に登録があり、残留農薬基準が設定されている。今回新たに、だいち、えだまめ、レタス、きゅうりへの適用拡大が申請されている。また、ガイドラインに基づき、とうがらしへの残留農薬基準の設定が申請されている。

FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議（JMPR）における毒性評価はなされておらず、国際基準も設定されていないが、ニュージーランド等において登録されている。

（2）ビフェントリン

本薬は、ピレスロイド系殺虫剤であり、平成17年6月現在、ばれいしょ、はくさい、ぶどう等に登録があり、残留農薬基準が設定されている。今回かんきつ及びりんごへの適用拡大が申請されている。

1992年にFAO/WHO 合同残留農薬専門家会議（JMPR）における毒性評価が行われ、ADIが設定されるとともに、小麦、とうもろこし、いちご等に国際基準が設定されている。諸外国においては、米国、オーストラリア等において登録されている。

3. 今後の方向

食品安全委員会の食品健康影響評価結果を受けた後に、薬事・食品衛生審議会において「ルフェヌロン」及び「ビフェントリン」の2品目の食品中の残留基準設定について検討する。